

第4次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし

～多様な人々が、自他をともに大切にするまち合志～

概要版

ジェンダーって？
性別と何が違うの？

男女共同参画って
具体的にどんな事を
すればいいの？

ダイバーシティって
最近よく聞くけれど
よくわからない…

2022年(令和4年)3月

熊本県 合志市

次ページ以降を
ご覧ください。

男女共同参画？ ジェンダー？ ダイバーシティ？



男女共同参画社会とは

内閣府男女共同参画局ホームページより

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会です。

男女共同参画社会の実現により、

職場では…	<ul style="list-style-type: none">○多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上○働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることで個人が能力を最大限に発揮
家庭では…	<ul style="list-style-type: none">○個人がお互いに尊重・協力し合うことにより、家族のパートナーシップの強化○仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画が進む
地域では…	<ul style="list-style-type: none">○男女がともに地域活動やボランティア活動に参画することで地域コミュニティが強化○地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境へ

一人ひとりの豊かな人生

ジェンダー(gender)、ジェンダー平等とは

ジェンダー(gender)とは、生物学的な性別(sex)に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指します。男性と女性は身体づくりは違っていても平等です。ところが今の社会では男性の役割・女性の役割など、個人ではなく「性別」によって生き方や働き方が決められてしまうことがあります。「ジェンダー平等」とは、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていくことを意味しています。



ジェンダー平等はSDGsの目標のひとつです

ダイバーシティ(diversity)とインクルージョン(inclusion)とは

ダイバーシティとは、性別や国籍、雇用形態等の統計で表されるものだけではなく、個々人の価値観など統計では表されない深層的なものも含めた多様な人材を指します。また、その多様な人材がそれぞれの能力を活かして活躍できている状態をインクルージョンといいます。



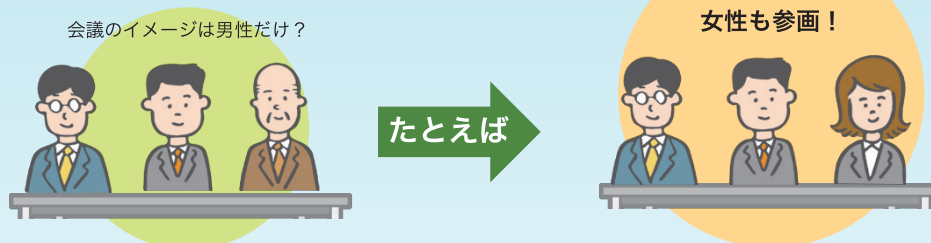
どのように参画したらいい？

提案 自分のもっているイメージ・自分の用いている言葉について考えてみませんか？

① 職場や職業、生活(家庭)の中で、男女の役割イメージを固定化していませんか？



② 描くイラストなどに、男女の偏りはありませんか？



③ どんな言葉を使用して表現していますか？



他にも・・・

種類	避けたい表現	このように表してみても
男性を優先または男性のみを想定している言葉	父兄 キーマン	保護者 キーパーソン
女性の場合に限って性別、容姿などを強調する表現	女医 美人アナ キャリアウーマン	必要な場合のみ「女性(の)」 医師 アナウンサー 会社員
家制度や家父長制に基づく表現	嫁・婿 主人 亭主 だんな 奥さん 家内 嫁ぐ 嫁をもらう 女房役	息子の妻 娘の夫 夫妻 配偶者 パートナー 結婚する 補佐役
統計上の公正を欠く表記	50人(うち女性30人) 常に女性のみを内数で表記	50人(女性30人 男性20人) 数値の内容に応じた順序で表記
時代とともに変化する表現	保母 保健婦 助産婦 看護婦	保育士(平成11年4月法施行) 保健師 助産師 看護師(平成14年3月法施行)

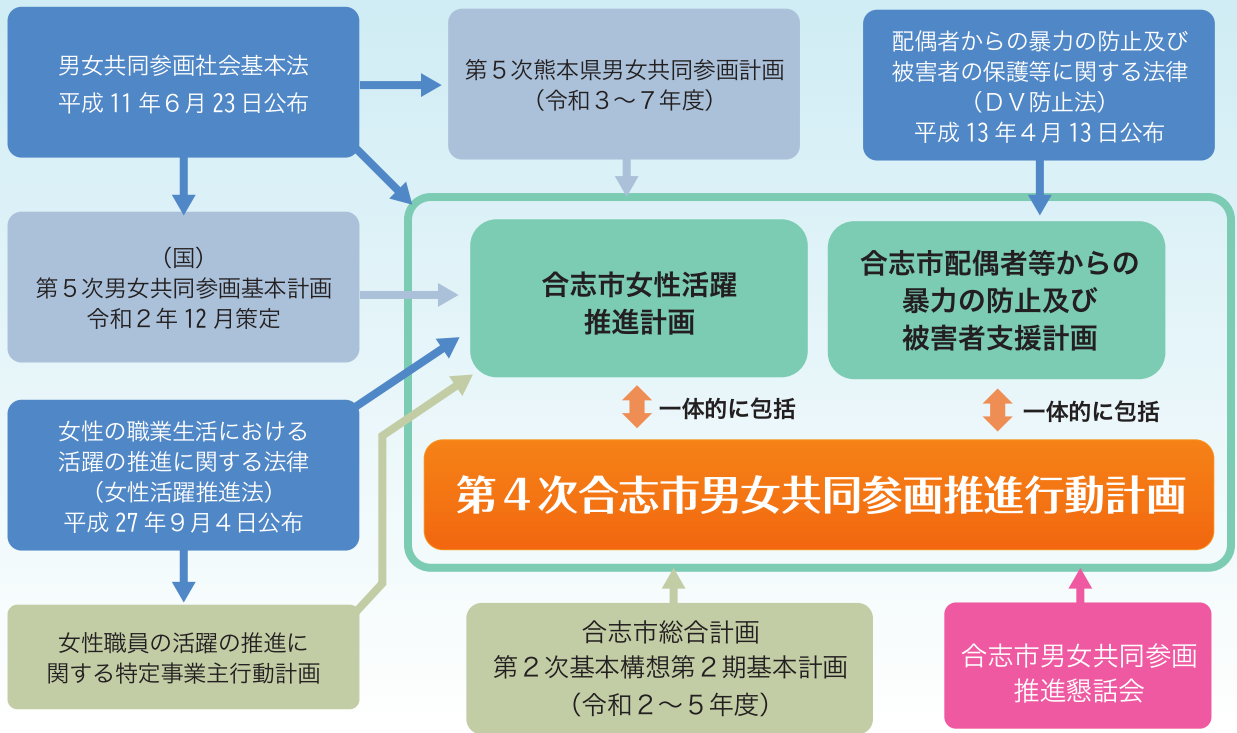
これらは、個々の表現の画一的な言い換えを強要するものではなく、多様な人々にとってどうすればより良い表現になるかを考えるための手がかりを、男女共同参画の視点から提供するものです。

第4次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうしを策定しました

1 計画策定の目的

国の動きや社会情勢、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に対応するとともに、持続可能な地域づくりを担う取組のひとつとして、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ



3 計画期間

年度	平成							令和							
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
期間	第2次合志市男女共同参画推進行動計画							第3次合志市男女共同参画推進行動計画				第4次合志市男女共同参画推進行動計画			

計画の施策体系

基本理念

多様な人々が、**自他をともに大切に**するまち合志

今後人口が増加しさらに多様性豊かなまちへと成長していく合志市において、**一人ひとりが自分も周囲も大切に**し、性別や年齢、国籍、障がいの有無など個々の背景に関係なく、**誰もが暮らしやすいまちとなることを**目指します。

基本目標1 多様な価値観を尊重できる男女共同参画意識の醸成

個々でそれぞれ考えをもつ多様な人々が、互いの価値観を押し付けることなく自らの意思で生き方を選択できるようにするには、市民一人ひとりが『考え方は個々で異なっているものであり、それを互いに認め合おう』というインクルージョンの視点を持ちながら互いの価値観を尊重する意識を持つことが必要です。子どもを含めたあらゆる年代・性別の人々においてその意識を醸成できる社会づくりを推進します。

施策

- 1 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- 2 地域における男女共同参画の推進
- 3 広報・啓発による意識改革と機運醸成

基本目標2 だれもが希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり

働きたい女性、社会で活躍したいと考える女性が活躍できる職場環境や地域環境づくりを推進すると同時に、ワーク・ライフ・バランス※1への取組推進により、男女がともに充実した生活を送ることのできる、企業も地域も活力のある社会を目指します。また、文化の異なる外国人など多様な人々が共生する市であることから、その理解促進について地域や事業所、市民に働きかけ、家庭や地域、職場、学校など、あらゆる場においてだれもが個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに努めます。

施策

- 1 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進
- 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 3 社会における女性の活躍推進
- 4 多様な性・文化・生き方を尊重する社会づくり

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

DVやハラスメントの正しい理解促進に向けた広報啓発や相談対応など支援の充実を図ります。近年増加しつつある非正規職シングルの経済的リスクや生きづらさを軽減できるよう、待遇の改善や偏見の撤廃に向け、啓発していきます。また、ライフステージに応じて変化の大きい女性の健康課題に対して支援を行うとともに、妊娠・出産等に関する若い世代への正しい知識の普及を図ります。さらに、災害に備え、女性を含めたさまざまな視点に立った防災への取組を推進し、誰もが安心して過ごすことのできる場の確保や対策を行います。

施策

- 1 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶
- 2 生涯にわたる心身の健康づくりの推進
- 3 困難を抱える人への自立支援
- 4 さまざまな立場から考える防災体制の確立

※1 ワーク(仕事)とライフ(生活)のバランス(調和)のことであり、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

計画の成果指標

計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、「成果指標」を設定しています。5か年で達成すべき目標値を掲げ、計画の進捗管理に生かしていきます。

成果指標	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
基本目標1 多様な価値観を尊重できる男女共同参画意識の醸成		
固定的性別役割分担*1 意識に対する否定的な意見	66.6%	70%
「社会通念・慣習・しきたり」に対する男女の地位の平等感	10.4%	20%
「政治（立候補、議会役職等）」に対する男女の地位の平等感	10.4%	20%
本市職員向けの研修の実施	年1回	年2回
男女共同参画週間実施の認知度	33.0%	40%
合志市男女共同参画推進行動計画の認知度	39.0%	50%
基本目標2 だれもが希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり		
本市男性職員の育児休業取得率	5.2%	15%
仕事と生活のバランスがとれている人の割合	69.9%	75%
ワーク・ライフ・バランスへ十分に取り組んでいる事業所割合	38.4%	45%
熊本県ブライ企業*2 認定を取得した事業者数	6社	8社
シルバー人材センター*3 への登録者数	276人	295人
待機児童の数	14人	0人
本市女性管理職率	8.7%	15%
各種審議会委員の女性の割合	31.3%	40%
女性委員のいる各種審議会	88.5%	95%
市議会における女性議員の割合	15.8%	20%
基本目標3 安全・安心な暮らしの実現		
DVを経験したことがない人	93.5%	93.5%
ハラスメント対策を実施している事業所の割合*4	42.3%	50%
子宮頸がん検診受診率/乳がん検診受診率	15.6%/20.0%	18%/24%
市防災士連絡協議会における女性防災士の数	21人	50人
自主防災組織の会長に占める女性の割合	5.3%	10%

- ※1 個人の能力や特性などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男女の性別によって役割を固定すること。
- ※2 基本的な要件を満たした企業を対象に、熊本県が認定。
「ブライ企業」＝働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業
- ※3 定年退職者や健康な高齢者の希望に応じて臨時・短期の就業機会の確保と提供を行う組織で、運営費が国の補助対象となっている。合志市では公益社団法人として組織されている。
- ※4 セクシュアル・ハラスメント（職場や学校などで起きる性的いやがらせ）、パワーハラスメント（職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為）、マタニティ・ハラスメント（育児休業等を申出・取得した女性労働者へのハラスメント）、パタニティー・ハラスメント（育児休業等を申出・取得した男性労働者へのハラスメント）の取組平均

家庭・地域・事業所で取り組みたいこと

家庭

親子・夫婦など、どのような関係にあっても、互いの考え方に耳を傾け、尊重し合しましょう。

男の子だから、女の子だから、といった声かけは控えましょう。

家事や育児は「できる人ができるだけ」を心掛け、互いに助け合しましょう。

仕事だけでなく、家事や育児も家庭における大切な労働の一つです。仕事をしている人、家事や育児をしている人、どちらにも労いの気持ちを持ちましょう。

家庭内であっても行き過ぎた行為はDVやハラスメントとなる可能性があります。個人の尊厳を忘れないようにしましょう。

地域

多様な価値観が共存する時代です。人の価値観を否定せず、互いの考えを尊重しましょう。

時代に合ったやり方があるかもしれません。以前のやり方に固執せず、柔軟な考え方を持ちましょう。

年配者の意見は経験に基づいたものです。耳を傾け、他者の経験から学ぶことにより、良い気づきがあるかもしれません。

周囲で行き過ぎた行為を見聞きした際には、相談窓口に伝えましょう。

事業所

上司、部下、同僚など、どのような関係にあっても、互いの考えを尊重し合しましょう。

働く人々がライフステージに応じて仕事とプライベートのどちらも充実させられるよう、働き方に配慮しましょう。

行き過ぎた行為はハラスメントとなる可能性があります。相手や周囲が不快に感じないか、自分の言動を顧みましょう。個人の尊厳を忘れないようにしましょう。

男女共同参画

相談窓口情報

「人に相談できる話ではない」「自分にも悪いところがあるから」と思っていませんか。相談された方の秘密は守られます。一人で悩まず、相談して解決方法を探してみませんか。女性に限らず、男性のDV被害の方や同性パートナーからのDVの悩みについてもご相談を受け付けている窓口があります。

合志市 女性相談

パートナーが…

生活費をくれない。叩く・蹴る・物を投げる。
傷つくことを言う。子どもにつらくあたる。
子ども同士を比較し、態度を変える。
望まない性交渉を求めてくる。

妊娠・出産について…

病院に行く勇気がない。産んで育てる自信がない。
ひとり育てるための支援を知りたい。
里親制度のことを知りたい。
子どもを養子として引き取りたい。

どこに尋ねたらいいの？

仕事を探したいが、働けるか不安。離婚して自立したい。
家族・子育てのことで困っている。

などのご相談に応じています。

ひとり悩まず、一緒に考え、よりよい解決方法を探していきましょう。秘密は厳守いたします。

※性別に関わらず、どなたでも相談可

合志市役所 女性・子ども支援課

☎：096-248-1199（相談窓口直通）

☎：8:30～17:15（土・日・祝除く）

熊本市 DV相談専門電話

※熊本市にお住まいの方以外も電話相談が可能です。

☎：096-328-3322

☎：8:30～17:15（土・日・祝除く）

DV相談+（プラス）（内閣府）

☎：0120-279-889

☎：<https://form.soudanplus.jp/mail>

☎：電話・メールは24時間対応

チャットは12:00～22:00



チャットは
こちらから

熊本県警察本部 警察安全相談室

☎：096-383-9110（#9110）

☎：24時間対応

第4次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし(概要版)

令和4年3月

合志市総務部総務課 総務・男女共同参画班

〒861-1195合志市竹迫2140番地

TEL：096-248-1112（直通） FAX：096-248-1196

熊本県 女性相談センター

※来所相談や法律相談もできます（要事前予約）

女性相談（離婚問題・家庭不和・ストーカー被害）

☎：096-381-4454

☎：8:30～17:30（土・日・祝除く）

DV相談（配偶者やパートナーからの暴力被害）

☎：096-381-7110

☎：8:30～22:00（月～金）9:00～22:00（土・日・祝）

妊婦とこころの電話相談（妊娠・出産や思春期の性に関する悩み）

☎：096-381-4340

☎：9:00～20:00（月～土）（12:00～13:00を除く）

不妊専門相談

☎：096-381-4454

☎：9:00～20:00（月～土）（12:00～13:00を除く）

熊本県 男女共同参画相談室らいふ

性別にとらわれない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合相談窓口として、人生の岐路にある方、生きづらさを抱えている方、人間関係や暴力行為に悩んでいる方、自分らしく生きたい方などのあらゆる相談を受けています。※男性も相談可

☎：096-333-2666（土曜のみ：096-355-2223）

☎：9:30～16:00（月・木・金・土）9:30～19:30（火）

※水・日・祝を除く。土曜の祝日は相談可。12/29～1/3は休み

ゆあさいどくまもと 性暴力被害者のためのサポートセンター

※年齢・性別にかかわらず、どなたからのご相談もお受けします

☎：096-386-5555

☎：24時間対応（12/28 22:00～1/4 10:00を除く）

Cure time(キュアタイム) 性暴力に関するSNS相談

- 匿名で相談可・年齢・性別を問いません（内閣府）
- 男性、LGBT(セクシュアルマイノリティ)の方からの相談も受付
- 外国語（10か国語）での対応も可能

 <https://form.curetime.jp/ja>

 <https://twitter.com/curetime1>

 <https://www.instagram.com/curetime2020/>

☎：いずれも17:00～21:00（月・水・土）